

令和8年度 第1回 橿原市地域包括支援センター運営協議会議事録

令和8年7月23日（木）午後2時～

分庁舎 2階 会議室A

1. 開会

2. 挨拶（福祉部長）

3. 委員紹介（敬称略）

河田 安浩	徳岡 隆	藤本 祥孝	吉川 由紀	村上 智美
都築 哲翁	叶 賢治	竹野 徳之	大森 岩一郎	木曾 江律子
山本 邦彦	松場 洋子	小峠 憲司	中村 雅光	

4. 案件

委員長 委員長の河田でございます。委員各位には円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（1）案件1 令和7年度 地域包括支援センター決算報告

委員長 それでは、ただ今から案件の審議に入ります。

案件1 令和7年度 地域包括支援センター決算報告を議題といたします。

このことについて事務局から説明を受けることといたします。

《事務局から説明：案件1 令和7年度 地域包括支援センター決算報告》

委員長 ただ今の事務局からの説明に対して、質問やご意見、ご感想はありませんか。

木曾委員 いつも北と南と比較して拝見していますが、一覧表の勘定科目の振り分けの事業費と事業費支出が、それぞれ北と南で違うんですね。事業費支出が北は3つですが、南は事業費にいくつか北の事務費の勘定科目があがっているので、北と南を統一していただかないと非常に見にくいのと、どちらが正しい勘定科目の振り分けというのが専門家入っておられると思いますが、統一していただいた方が分かりやすい。見やすくしていただければ、北と南の比較をするときに数字も含めて比べるものが変わってくるので。

事務局 ご指摘いただきました部分ですが、前回の運営協議会でもご指摘いただいたところでございます。まず、勘定科目の方につきましては、統一を前回の指摘以降極力比較で

きるような形ということで、それぞれの包括支援センターと協議を重ねました。今の、ご指摘通り、例えばランチへの委託料や土地建物の賃借料の部分、そういったところが北と南で事業費に入っていたり、事務費の方へ入っていたりということで表として見比べた時に金額にも大きな違いが出ております。こちらについて何とかできないかと試案を重ねましたが、当初この形でそれぞれ北エリア、南エリアの決算の仕方のご事情もあったかと思います。前年からの積み上げということもそれぞれの組織の中でございますので、この3ヶ年の令和6年度、7年度、8年度の第9期事業計画の期間内において、それぞれの組織の事情はある中で統一するというのが、なかなか厳しいということで、その善後策といいますか、備考のところにそれぞれ詳細を書き記しましたので、そちらを参考にしながら、申し訳ないですが現状といたしましては、見比べていただくような形でご不便をおかけしますがお願いしたいと考えております。また、こちらの事業費に入れるべきなのか、事務費に入れるべきなのかというところにつきましては、今後も継続して検討をしたいと思っております。現状といたしましては今回の決算報告のような形になっております。

木曾委員 これで納得してくださいと言われればそれまでなんですが、ちょっと分からないのですが、それぞれ組織が違うからと言って勘定科目を違う項目に入れるというのはそもそもそのスタートが違うような気がします。会社経営している者からすれば、すごく不適切な数字の羅列かなと思います。フォントもなるべく大きくしていただいて、南エリアくらい大きくしていただきたいです。数字を見比べた時に、非常に難しくなってきますので、比べるとしても右と左を対比するのに勘定科目もそうですが数字を比較したいのにこっちの勘定科目は全然別のところに入っているとなると、その時点で比べるのをやめようかとなるので、見やすいようにしていただければ。それらのご事情もよく分かりますが、説明になっていないような説明かなと思いますので、来年、次の報告の時にはしかるべき方法で直していただければと思いますので、希望を込めてお願いします。

事務局 今、おっしゃっていただいた資料の南北の決算のフォントというかサイズが違うところについては、市の方での取りまとめの際に今後は修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長 正直言いまして僕もどんどん見えなくなっています。見やすい資料をよろしく願います。他にご質問等ございますか。

小峠委員 この包括支援事業というのは市からの委託事業なんですよ。市からのお金を入札かなにかして決めて、それで事業をやっているんですけど、両方とも赤字ということで、普通民間だったら赤字で辞めますという話になってくるのではと思うんですね。その赤字の額が、ずっと赤字なんですよ。北の方がうねび会、南の方が社協なんですけど、それぞれからこれだけの事業に赤字のところ自分のところから補填していったいいのかなと思うんですがね。市の補助金が正しいのであればそれでいいんですが、実際

やってて足りないと、ずっと足りないということになってきたら、これ市の補助金、委託金自身が低すぎるのではないかと思いますけどね。こんなの続いていかないのではないかと思うんですが、その辺市の方はどう思っていますか。

事務局 まず、おっしゃられたとおり、この地域包括支援センターの業務というのは市からの委託業務になっております。当初この委託をするにあたり第9期、令和6年度、7年度、8年度をスパンとした3ヶ年の契約期間といたしまして、当初公募型のプロポーザル方式にて提案をしていただきながら、また契約の上限額を市から示した中で手を挙げていただいて事業者の方を決定したという経緯がございます。契約の上限額を示した上での契約ということでございますので、当初の時点におきましては適切なものであったと。ここ数年の処遇改善や物価高騰がかなり急激に進んでおります。そういったところも当然考慮できればいいのですが、契約の仕方が3ヶ年という長期での契約ということになっておりますので、この期間中において契約金額の変更というのは現状として制度上難しいものとなっております。今回6年度、7年度そして8年度の決算というのはこれからになりますが、この決算額の方を十分留意して次回以降の契約金額につきましては、市もよくよく考えて編成の方を務めていきたいと考えているところでございます。

委員長 そうですね。3年ということですね。その予算を出すのは、市議員からの提案ですか。

事務局 予算の編成につきましてはまず担当課の方が積算をいたします。その後また財政当局の方との折衝もございますが、最終的には議会の方の議決案件になってきますので、議会の方に諮らせていただいてそこで可決いただいて初めての決定という流れになります。

委員長 ありがとうございます。そのままでは健全な運営はできないということだと思いますので、人件費とかインフレも踏まえた上である程度の積算を出していただくようにはご検討いただかなければと思います。次の3年はいつですか。

事務局 次が第10期が来年度、令和9年度、10年度、11年度の計画ということになります。来年度の予算につきましては、今年の9月以降に本格的に算定、また議会の方に挙げてという流れになっていきます。

委員長 はい。分かりました。他にございますか。

都築委員 先ほどの持続可能な補助金、事業の委託費というところに関してですが、3年度での契約ということなんですから、昨今の社会情勢からすれば急激な変化というものも今後起こり得る市民の生活もそうですが持続可能な事業という観点から考えましてもその要望というのも柔軟的に事業が継続できるように、その要望の改正といったとこ

ろも踏まえてご検討いただけると事業を受託した地域包括支援センター並びに街の介護相談室で働く方々も安心してお仕事を継続することができるのかなと考えるところですが、当初申し込んだ契約だからということでそこでシャットダウンされてしまうと、そこから先の議論というものが進みにくいのでその辺り柔軟に相談できる余地を残していただけると話が進むことができるのかなと考えますので、ご検討いただきたいと思います。

事務局 ただいまのご助言の部分でございますが、今回のこの第9期の委託料の決算額を鑑みまして、私どもの方もまさしく委員にご指摘いただいた急激な物価高騰で人件費の方の処遇改善も進んでいる中で3ヶ年長い期間になります、そういった柔軟な対応ができるいわゆるスライド条項というものをこの契約の中に盛り込めないかというのをまだ確定はしておりませんが、契約の担当部署の方とも協議を進めているところでございます。私どもの方も柔軟な対応ができるようにという思いでは今取り組んでいるところでございます。

委員長 では、健全な運営ができるようによろしくお願いいたします。他にございますか。

木曾委員 私たちケアマネジャー、北と南と同じ方向を向いて同じことをやっていただきたいと日頃思っているんですけども、単純に教えていただきたいのですが、収入の部分の総合事業3つ目の欄、北が0で南が結構金額がございますよね。今後北は総合事業に関してはご自分のところではされないのかなということを結構な金額なので、南はご自分のところで総合事業をされている部分収入も考えるとされているかと思うんですけども、北が0ということは総合事業に関しては今後北エリアはされないのでしょうか。随分北と南に差があるのかなというのを数字だけ見てお伺いしたいんですけども。

事務局 総合事業の件数ですね、収入が0ということですが、包括で受け持っている直持ちのケースになります。これらはどちらかと言いますと困難ケースであったり包括が直接支援が必要なケースを中心に担当しておりますので、総合事業で基準緩和で使われるサービスに関しては委託をお願いをしていることもございまして、持っていないというわけではないのですが、今回の期間に関しては0件であっております。

木曾委員 0というのは極端なものです。全て私たちの印象は北エリアはなるべく外に委託を出すエリア、南はできればご自分たちが持っている、そういう認識が植え付けられているのがこの数字に表れてしまっているのかなというのがあるので、できれば北と南と同じことをしていただきたいとケアマネジャー全員が思っているところなので、そこから辺方向性として同じ方向を向いていただきたい。希望を含めてお願いします。

事務局 外へ委託することで包括北エリアの受け持ち件数が少ない、それはもう私どもも重々理解はしております。包括支援センターの本来の業務であります地域づくり、包括的

支援の整備体制の方を進めていくという中でどうしてもケアマネジメントの部分で居宅のケアマネジャーさんの方に委託をお願いさせていただいて、その余力を地域づくりの方に割り振っているのが、今包括北エリアの現状でして、一応私どもの上限を1人頭10人というように橿原市との約束というか決められた人数内で対応しているのが現状です。

木曾委員 今の北の話を伺って南エリアの方どう思っておられるのか。南の方向性がどうしても北と随分違うのは自覚されていると思うんですけど、10件どころか皆さん30、40もそこまで行っていないかな、10どころじゃない件数を持っておられると思うんですが、総合事業も直持ちされているのが多いと思いますが、それでいいのかというのは外から見ていてすごく分かってしまうので、私たちの事業所は北にあるのでいただくケースが多いかも分かりませんが、南のエリアではほとんど予防のプランが来ないということをおっしゃるので、北のおっしゃることはすごく分かるので、それがそのまま南も同じことができるかといったら足して2で割ったぐらいにさせていただく方が北と南の事業所があるエリアの事業所によってプランの数が随分違う認識が私もあるので、そこから皆さんの声も結構あるので、何とか同じこと何度も言いますができれば同じようなことをしていただきたいなという希望はあります。

事務局 南エリアの方は仕様書に基づいた形で包括的支援事業及びこのケアプランを作成するというのをこれは決まったものなのでさせていただいているんですけども、先ほど決算報告の説明の中でもセンターの事業を継続していくということで委託料では不足している現状もありますので、やはり市からの評価の基準というところで先ほど北エリアの方がおっしゃられたように介護予防のプランは各3職種の方は1人当たり10件以内に収めなさいということにはなっていますが、そうすると持ち出し分が不足してそれこそ今期の間の事業が継続できないような状況にもなってくるという現状の中で私たちも包括的支援の地域づくりであったりとか、いろんな要望的な事業であったりとかネットワークづくりというところも現在も行っているんですけども、事業を継続させるというところをまずしていかないと、それこそどうにもこうにもできなくなってしまうので、ケアプランの方を各担当者の方が担当しまして、昨年度も大体1人当たり20から25件くらいでした。7年度につきましては大体計算しましたら25件から27件が平均の担当者数となっている状況です。プランを持ったとしても単価自体が低いので可能なものではないんですけども、一応上限をセンターの中でのそれ以上持ってしまうと包括的支援事業の業務にも影響してまいりますので、現在のところをある程度上限としてこれから今年度も進めている状況にあります。今はもう結構上限件数になってきていますので、南エリアに近いご相談が多いので事業所さんに声をかけさせていただいて委託の方もお願いしておりますが、少し話はずれるかもしれませんがケアマネジャーの方が退職されたりとか件数の下限相談がたくさんあるので受け持ち件数の上限が来ているなかなか委託しにくい現状というのも出てきておりますので、その難しいところですが、現状南としてはそのような形で動いております。

委員長 それぞれあると思いますが、市としてはどうですか。

事務局 市としては、包括の基準の中ではやはり10件未満に抑えてくださいと。その10件も再委託に出せないような支援困難者で包括と市が密着して進める人という意味でそういった方も10件までそれぞれ持ってもいいよという形にさせてもらっているのですが、南エリアが言っているような現状もあることも把握しておりますので、当初令和5年度に積算した時の金額とあとのプロポーザルで業者それぞれが提示してくれた金額は同じような金額ではありましたが、そこからこの3年間の計画の中で物価高騰とか人件費高騰であるというのを予測できていなかった契約になっているので、都築先生がおっしゃったようにそういう要望を聞けたり、長期契約の中でその時その年度に応じた形で契約を変えられるというのを想定していなく、この3年間で不足が生じており、そこを補充するために南エリアはそこをあてなければいけないという状況もあります。この3年間の契約に関しては委託した契約金額だけで足りずプランを持って補充するというのは包括支援事業の趣旨からはズレることになりますので、担当課としてはそこに関して今後の予算要求に反映していくべきところで、この状況で3年間きているのは市として心苦しいですし、改善するべきところとは思っておりますので、次は同じ状況にならないようにと考えております。

委員長 ありがとうございます。この30年くらいなかった物価の高騰とかが起こりましたので予測できなかったことかと思います。これから対応していただいてできるだけ両意向に沿った形で均等にできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

山本委員 南北の圏域に分かれたと、それを判断した時に同一の全く同じサービスを提供するということはもうできにくいと決断したんだと僕は思っています。大事なことは市民の受けるサービスに差異があってはいいませんが、そのサービスの質あるいは方向性についてはそれぞれの事業所の特性を生かしてもらってもいいんじゃないかと思っています。北圏域と南圏域は全く同質の同じようなことをするというこれはもう物理的に不可能な状況になっているんじゃないかと思うので、意識としては同一のサービスを市民に同質に提供するという意識は根底に置かなければならないけれども、そこにプラスして北、南圏域の事業所の特性を出していただいても私はいいんじゃないかと思っています。先ほどから決算状況の方向については専門家の意見を聞いていただいてあるべき姿を出してもらったら。

事務局 北エリアの法人のうねび会の理事長をしております。そういった視点からも申し上げますと、ここ本当に3年物価高騰と人件費としても10%以上上がっているという中で法人全体としても赤字の状況が続いております。これは何を意味しているかといいますと、何百人と働いていただいている方々の処遇を抑えないといけないという事態になってきております。賞与も満額差し上げられてない状態も続いているとか、介護報酬に頼るだけの増加分しか差し上げられていませので、そういった方々への影

響もあると。それらのケアもサービスの質にも繋がっているということにご理解いただきたいと思っております。

委員長 本当の場合によっては全体の質自体を変えないといけないという話も出てくるかもしれませんが、可能な範囲で質は保っていただいて市民サービスが悪くならないというのをお願いしたいと思います。ということで予算頑張ってください。

では、次の審議に移らせていただきます。これをもって案件に対する審議を質疑を終わらせていただきます。お諮りいたします。本件について承認することにご異議ありませんでしょうか。

委員 意義なし。

委員長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、案件1 令和7年度 地域包括支援センター決算報告は承認されました。

(2) 案件2 令和7年度 地域包括支援センター及びかしはら街の介護相談室活動状況ならびに事業評価結果の報告

委員長 次に、案件2 令和7年度 地域包括支援センター及びかしはら街の介護相談室活動状況ならびに事業評価結果の報告を議題といたします。

このことについて事務局から説明を受けることといたします。

《事務局から説明：案件2 令和7年度 地域包括支援センター及びかしはら街の介護相談室活動状況ならびに事業評価結果の報告》

委員長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、質問、ご意見等ありますか。

委員 意見なし。

委員長 これをもって案件に対する質疑を終わります。

おはかりいたします。本件について承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

委員長 ご異議ないようですので、令和7年度 地域包括支援センター及びかしはら街の介護相談室活動状況ならびに事業評価結果の報告は承認されました。

(3) 案件3 令和7年度生活支援コーディネーター活動報告

委員長 次に 案件3 令和7年度生活支援コーディネーター活動報告について議題といたします。このことについて事務局から説明を受けることといたします。

《事務局から説明：案件3 令和7年度生活支援コーディネーター活動報告について》

委員長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対して、質問やご意見、ご感想はありませんか。

都築委員 北エリアと南エリアの方に確認をお願いしたいのですが、それぞれ一生懸命に町の自治会の方、民生児童委員の方、老人会、ボランティア、地域住民の方々といろんな様々な機会を持って地域づくりに取り組んでいただいているところではあるんですけども、この取り組みいくつか日にち回数がありますが、開催されている日時というか時間帯ですね、どのような時間帯で実施されているかというのが気になりました。全てが日勤帯で行われているのかどうかと考えるとそうではない気もして、もし働いている地域住民の方もいらっしゃるでしょうし、その方に会議に参加していただくということになるとどうしても夕方遅い時間帯であったりとか休日であったりとか、そのような時間帯での協議会の開催ということもあろうかと思います。実際、北エリアと南エリアの職員の方々の働き方という観点から考えるとそのあたりの開催時間というのが現状どのようなになっているのかを参考までに教えていただきたいです。よろしくお願いいたします。

事務局 南エリアの方ですが、いろんな話し合いの場であったりとかいうのはもちろん平日の日勤帯ということもありますし、場合によっては平日の夜間帯や土日に開催することもあります。ただできる限り職員の仕事の加減や家庭の状況もありますので、できる限り日勤帯でいただけるようにとご相談もさせていただきますけれども、もちろん地域の状況に合わせて開催しますので、そのところは相談をしながら調整というところと、同じ職員が偏りがないように内部で定例的に打ち合わせを行っておりますのでその中で調整して対応しております。

北エリアの方も、基本は勤務の日勤帯の時間に調整をさせていただいております。教室開催等は地域からご依頼いただいた際に希望の曜日、日時をお伺いして可能な限りそれに沿う形で開催をさせていただいております。また、地域の協議会等のお話につきましては土日祝日という形で対応させていただくようにしております。課題としましては、地域ケア会議へ今後団塊世代より若い方に参加いただこうと思いますと、夜間帯の開催も視野に入れていかないといけないと課題は感じているのですが、そうなりますと職員の勤務体制の方に影響が出てまいりますので、そこが今後の課題として捉えているところでございます。

委員長 ありがとうございます。では、他にご質問、ご意見等ございませんか。

委員 意見なし。

委員長 これをもって、案件に対する質問および意見交換を終わります。
おはかりします。本件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

委員長 ご異議がないようですので、案件 3 令和 7 年度生活支援コーディネーター活動報告については承認されました。

(4) 案件 4 その他の地域包括ケアシステムに関する報告について

委員長 次にその他の地域包括ケアシステムに関する報告について議題といたします。
このことについて事務局から説明を受けることといたします。

《事務局から説明：案件 4 その他の地域包括ケアシステムに関する報告について》

委員長 ただいまの事務局からの説明に対して、質問やご意見、ご感想はありませんか。

委員 意見なし。

委員長 これをもって、案件に対する質問および意見交換を終わります。
おはかりします。本件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

委員長 ご異議がないようですので、案件 4 その他の地域包括ケアシステムに関する報告については承認されました。

(5) 案件 5 令和 8 年度地域包括支援センター予算及び事業計画

委員長 次に 案件 5 令和 8 年度地域包括支援センター予算及び事業計画について議題といたします。
このことについて事務局から説明を受けることといたします。

《事務局から説明：案件 5 令和 8 年度地域包括支援センター予算及び事業計画について》

委員長 ありがとうございます。それぞれの色が出たかと思いますが、ただ今の事務局からの説明に対して、質問やご意見、ご感想はありませんか。

都築委員 南エリアから報告がありました71ページの3番の権利擁護業務の実施というところで、①の成年後見制度の利用促進というところの報告にかかるところなんですけれども、ぜひともお願いしたいところがありまして、ここに書かれていますように必要に応じて後見人等の候補者の調整を行うというところですね。ここのポイントのとても時間的な観点からすると大事だというふうに認識しておりまして、候補者の調整が家庭裁判所の審判の前にあるのとならないのでは全然時間の経過の仕方が違うというのが経験のところでもあります。調整すれば1ヶ月足らずで審判を言いますけれども調整がないままですと3ヶ月以上かかってしまうというところでもありますので、この権利擁護ということであったり、各事業所の利用料の支払いということであったりとか、そういったところのお互いにとってよりよく手続きを進めていくためには候補者の調整といったところが肝になってくるのかなと思いますので、ぜひともここは重点というふうに挙げてらっしゃいますので、調整をお願いしたいと思います。民法が改正されましたので今後はその事案によって経済的なものであるのか福祉的なものであるのか後見人がどのような職種の方が立つのがよろしいのかどうかというのがさらに調整といったところで十分に吟味しなければならないところになろうかと思いますので、その事案が終了すれば後見人や今度は補助人ですね、補助人はお役御免というような形になっていく話ではありますけれども、そういった調整といったところにあたっては地域のアセスメントですとか、そのケースのところを鑑みて申立を行うというところからしましては、この候補者の調整といったところが必要になってくるかと思いますので、ぜひこの部分については力を入れていただきたいです。よろしくお願いいたします。

委員長 はい。よろしいでしょうか。他にございますか。

山本委員 私たち民生児童委員にとっては地域包括支援センター、それから街の介護相談室というのは最も頼りになる、身近である相談機関でございますので、今ご提示いただいた計画、予算、積極的な展開をぜひともお願いしたいなと思いますのでどうぞよろしくお願いします。1点お聞きしたいのですが、両圏域とも専門職の配置基準というのがあると思いますが、今年度の状況はどうですか。聞かせてください。

事務局 配置基準ですが、昨年度に市の方も条例改正させていただいて、今までは正規の職員で社会福祉士・ケアマネジャー・保健師の3職種1チームとして3チーム9名で1つの包括とさせてもらっていましたが、緩和できることになりました。1つの職種が職員2人体制で組み合わせて1人分とできるようになりましたので、例えば1人の方が正規でフルで来るのはしんどいとなった場合にも、そこを会計年度のような方を例えば社会福祉士2人雇って1日のうち8時間こなせるのであれば1人の職員としてあてられるようになりましたので、その辺は包括支援センターの方でも融通をきかせて組み

合わせて運用できるようになっていると思います。

山本委員 ということは基準は満たしているんですか。

事務局 令和7年度基準は満たしております。

委員長 はい。ありがとうございます。他にご意見等ございませんでしょうか。

委員 意見なし。

委員長 これをもって、案件に対する質問および意見交換を終わります。
おはかりします。本件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

委員長 ご異議がないようですので、案件5 令和8年度 地域包括支援センター予算及び事業計画については承認されました。

(6) 案件6 令和8年度 かしはら街の介護相談室事業計画について

委員長 それでは案件6 令和8年度 かしはら街の介護相談室事業計画について議題といたします。
このことについて事務局から説明を受けることといたします。

《事務局から説明： 案件6 令和8年度 かしはら街の介護相談室事業計画について》

委員長 ただ今の事務局からの説明に対して、質問やご意見、ご感想はありませんか。

委員 意見なし。

委員長 これをもって、案件に対する質問及び意見交換を終わります。
おはかりします。本件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

委員長 ご異議がないようですので、案件6 令和8年度 かしはら街の介護相談室事業計画については承認されました。

(7) 案件7 令和9年度以降の地域包括支援センター運営委託業務の事業者選定について

委員長 それでは案件 7 令和 9 年度以降の地域包括支援センター運営委託業務の事業者選定について議題といたします。

このことについて事務局から説明を受けることといたします。

《事務局から説明： 案件 7 令和 9 年度以降の地域包括支援センター運営委託業務の
事業者選定について》

委員長 ただ今の事務局からの説明に対して、質問やご意見、ご感想はありませんか。

委員 意見なし。

委員長 これをもって、案件に対する質問及び意見交換を終わります。
おはかりします。本件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

委員長 では案件 7 令和 9 年度以降の地域包括支援センター運営委託業務の事業者選定については終了しました。
何か委員の方からご質問等ありますでしょうか。

木曾委員 市の皆さんの勤務時間は 1 7 時 1 5 分までですよね。何月からか窓口の受付時間が 1 6 時半までになったんですね。エレベーターも上に登れなくなって降りるだけ。それは私たちだけじゃなくて市民の方も非常にクレームが多くて。先ほどの在宅介護の相談時間が 1 3 時半から 1 5 時とおっしゃっていて、ここがまず矛盾があるかなというのがあって、働き方改革でその勤務時間 1 6 時半から 1 7 時 1 5 分まで業務はたくさんあると思うんですけど、私も今から事務所に帰って市役所に出す書類とても 1 6 時半には間に合わないなと思って時計見てるんですけど、その方向性が決まったことに対して私たちいきなりこうなりますって言われて市民の方はそうですけど、非常に現場としては不親切な方向にいったかなと思って、現場と市の職員の考え方とギャップがあって、1 6 時半なんて 2 件ぐらい利用者さん回れる時間帯に市役所をクローズされているようになると、利用者さん回っているときも市役所の窓口がなくなっていうことでクレームを結構受けるんですけど、そこら辺の市の方向性ですね何とかならないかなというのは、市民の声を代弁したいのと、ケアマネ業務としても非常にやりにくくなったというのがあるので、窓口業務の時間が 1 6 時半クローズになんでそのようになったのか教えていただきたいなと。私たち利用者さんに説明できないので。もしご存知であれば、市がそのように一方的に決められているというところがあるんですけど、どなたか説明いただければと思います。

委員長 はい。経緯をご存知の方がいらっしゃれば。

山本委員 それは総務部かなにかじゃないと返答できないんじゃないですか。

委員長 そうですね。おそらく今お返事はいただけないと思いますが。ありますか。

事務局 私の知る限りでの回答ということになりますけれども、まず委員のおっしゃられますように窓口業務の時間が朝は9時から夕方が16時半までという形になりました。こちらの窓口の開設時間の運用についてはこの分庁舎から主に窓口課がある部署に対しての開設時間ということになっております。この決定に至るまでにやはり市民サービスの影響につながるのではないかなというようなご意見もあるというのは承知している中で、最終的にはこういう時間帯での設定というようになったのですが、その理由といたしましては、例えば現金を取り扱っている部署が8時半からの業務となりますと出勤も当然職員がそれより前に来て現金を準備したりとか、また夕方締めるにあたって17時15分から現金の収納してとか時間外での勤務というのがずっと発生していたという状況もございます。確かに市民の皆様にはご迷惑をおかけする部分はあるんですけれども、市の職員のそういった時間外を改めていくという部分を含めて最終的には庁内で決定がされたということでございます。

委員長 ありがとうございます。いろんな経緯があつてそう決まったと思いますけれども、今回の委員の市民の意見としてまたお伝えいただければと思います。

事務局 今いただきましたご意見につきましては、こういう声がありましたということでそれは庁内でも情報を共有させていただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。
以上で、本会議の審議は終了いたしましたので、議事進行を事務局にお返しいたします。

事務局 河田委員長、議事進行をありがとうございました。
委員の皆様におかれましても、長時間のご審議ありがとうございました。
今後とも、橿原市地域包括支援センター運営協議会にご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これで閉会といたします。本日はありがとうございました。